

基準人口の改訂に向けた検討会開催要綱

1 目的

年齢調整死亡率（年齢構成の異なる集団について死亡状況の地域比較や年次比較ができるように年齢構成を調整しそろえた死亡率）は、都道府県が保健医療行政施策を立案し、その効果を評価するための指標として用いられているほか、健康日本 21（第二次（2013 年度～2022 年度））の 2018 年の中間評価において、75 歳未満のがんや脳血管疾患等の年齢調整死亡率の直近の実績値が目標値と比べて改善したとされており、年齢調整死亡率は公衆衛生分野における評価や目標設定をするうえでの重要な指標となっている。

年齢調整死亡率の算出にあたっては、平成 2 年より昭和 60 年モデル人口（昭和 60 年の国勢調査人口を基に補正した人口）を用いているが、高齢化が進み、当時の人口構成とは異なっていることから、新たな基準人口の改訂に係る検討を行うことを目的とする。

2 検討事項

- (1) 基準人口の改訂の要否
- (2) 基準人口を改訂とした場合の基準人口をどのようなものとするか
- (3) 基準人口を改訂とした場合の年齢調整死亡率の再計算の範囲（過去いつから遡るか、どの死因について行うか）

3 構成員

別紙のとおり

4 運営等

- (1) 検討会は、政策統括官（統計・情報政策、政策評価担当）が別紙の有識者の参集を求めて開催する。
- (2) 検討会には座長を置き、構成員の互選により定める。
- (3) 検討会に座長代理を置くことができる。
座長代理は、座長が構成員の中から指名するものとし、座長を補佐し、座長不在の場合にはその職務を行う。
- (4) 座長は、必要があると認めるときは、構成員以外の関係者に検討会への出席を求め、意見を聴くことができる。
- (5) 検討会は、原則として公開する。ただし、座長は、公開することにより検討に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があると認めるときは、会議を非公開とすることができる。
- (6) 検討会の資料は、原則として公表する。ただし、座長は、公表することにより検討に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるとき、その他正

当な理由があると認めるときは、資料を非公表とすることができる。

- (7) 検討会は、議事録を作成し公表する。ただし、会議を非公開とする場合には、議事要旨を公表する。
- (8) 検討会の庶務は、政策統括官（統計・情報政策、政策評価担当）付参事官付人口動態・保健社会統計室において行う。
- (9) 前各項のほか、検討会の運営その他の検討会に関し必要な事項は、座長が定める。